

新	旧
<p style="text-align: center;">土木工事請負契約における 設計変更等ガイドライン（総合版）</p> <p style="text-align: center;"><i>設計変更手続きの明確化</i></p> <p style="text-align: center;">令和3年1月 千葉県 県土整備部</p> <p style="text-align: right;">1</p>	<p style="text-align: center;">土木工事請負契約における 設計変更等ガイドライン（総合版）</p> <p style="text-align: center;"><i>設計変更手続きの明確化</i></p> <p style="text-align: center;"><u>平成29年4月</u> 千葉県 県土整備部</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I 設計変更ガイドライン ……P3～P31</p> <p>II 工事一時中止に係るガイドライン(案) ……P32～P76</p> <p>III 設計照査ガイドライン ……P77～P91</p> <p>IV 設計変更事例集(主な事例) ……P92～P110</p> <p>V 受発注者間のコミュニケーション ……P111～P112</p> <p>VI 参考資料 ……P113～P146</p> <p style="text-align: right;">2</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I 設計変更ガイドライン ……<u>P3～P29</u></p> <p>II 工事一時中止に係るガイドライン(案) ……<u>P30～P76</u></p> <p>III 設計照査ガイドライン ……<u>P77～P91</u></p> <p>IV 設計変更事例集(主な事例) ……<u>P92～P110</u></p> <p>V 受発注者間のコミュニケーション ……<u>P111～P112</u></p> <p>VI 参考資料 ……<u>P113～P135</u></p> <p style="text-align: right;">2</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<div data-bbox="174 284 1070 359" style="background-color: #FFD700; text-align: center; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">I 設計変更ガイドライン</h2> </div> <p>1. 設計変更ガイドライン策定の背景 (1) 土木請負工事の特性 (2) 発注者・受注者の留意事項 (3) 設計変更の現状</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 適切な設計変更の必要性 (5) ガイドライン策定の目的 (6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</p> <p>2. 設計変更が不可能なケース ◆基本事項</p> <p>3. 設計変更が可能なケース ◆基本事項及び留意事項 (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第19条第1項の2) (2) 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第19条第1項の3) (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第19条第1項の4) (4) 工事中止の場合(契約書第21条) (5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの (6) 受注者からの請求による工期の延長 (7) 発注者の請求による工期の短縮</p> <p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>5. 設計変更に関わる資料の作成</p> <p>6. 条件明示について</p> <p>7. 指定・任意の使い分け</p> <p>8. 違算防止のための取組み</p> <p style="text-align: right;">3</p>	<div data-bbox="1151 284 2047 359" style="background-color: #FFD700; text-align: center; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">I 設計変更ガイドライン</h2> </div> <p>1. 設計変更ガイドライン策定の背景 (1) 土木請負工事の特性 (2) 発注者・受注者の留意事項 (3) 設計変更の現状</p> <p>2. 設計変更が不可能なケース ◆基本事項</p> <p>3. 設計変更が可能なケース ◆基本事項及び留意事項 (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第19条第1項の2) (2) 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第19条第1項の3) (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第19条第1項の4) (4) 工事中止の場合(契約書第21条) (5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの (6) 受注者からの請求による工期の延長 (7) 発注者の請求による工期の短縮</p> <p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>5. 設計変更に関わる資料の作成</p> <p>6. 条件明示について</p> <p>7. 指定・任意の使い分け</p> <p>8. 違算防止のための留意事項</p> <p style="text-align: right;">3</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>(3) 設計変更の現状</p> <p>～次のような業界からの意見がみられる～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」 (国土交通省 関東地方整備局)P5より引用</p> </div> <p><設計成果> ○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。</p> <p><発注時の条件整備> ○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。</p> <p><条件明示> ○施工上影響がある条件については条件明示してほしい。 ○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。</p> <p><照査の範囲外> ○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。</p> <p><設計変更> ○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。</p> <p><一時中止> ○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。</p> <p>○設計変更・契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること ○契約変更・契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること</p> <p style="text-align: right;">5</p>	<p>(3) 設計変更の現状</p> <p>～次のような業界からの意見がみられる～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版) 国土交通省 関東地方整備局より参照</p> </div> <p><設計成果> ○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。</p> <p><発注時の条件整備> ○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。</p> <p><条件明示> ○施工上影響がある条件については条件明示してほしい。 ○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。</p> <p><照査の範囲外> ○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。</p> <p><設計変更> ○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。</p> <p><一時中止> ○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。</p> <p>○設計変更・契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること ○契約変更・契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること</p> <p style="text-align: right;">5</p>
<p>(4) 適切な設計変更の必要性</p> <p>改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、第七条第1項第七号において「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。</p> <p>千葉県においては、「変更増額の範囲は、「請負金額の30パーセント」を超えない範囲とする。これを超える場合、現に施工中の工事等と分離して施工することが困難な場合を除き、別の契約として締結する。」とされているが、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切な設計図書の変更、及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更は可能である。</p> <p>よって、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。</p> <p>(5) ガイドライン策定の目的</p> <p>設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、受発注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。</p> <p>(6) 設計変更ガイドラインの適用範囲</p> <p>千葉県県土整備部が発注する建設工事(営繕を除く。)に適用する。</p> <p>(7) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</p> <p>契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。 詳細は、P113参照。</p> <p style="text-align: right;">6</p>	<p>(4) 適切な設計変更の必要性</p> <p>改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。</p> <p>また、「変更増額の範囲は、「請負金額の30パーセント」を超えない範囲とする。これを超える場合、現に施工中の工事等と分離して施工することが困難な場合を除き、別の契約として締結する。」とされているが、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(但し、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は追加する前に事業主務課に報告を行うこと。)この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。</p> <p>(5) ガイドライン策定の目的</p> <p>設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、受発注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。</p> <p>(6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</p> <p>契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。 詳細は、P114参照。</p> <p style="text-align: right;">6</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
(省略)	(省略)
<p>3. 設計変更が可能なケース</p> <p>■基本事項</p> <p>◆下記のような場合においては設計変更が可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。 （ただし、所定の手続きが必要。） 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。 （「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。） 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。 共有した工事工程表のクリティカルパスに変更が生じ、工程の変更理由が受注者の責によらない場合で協議により必要があると認められるとき。 	<p>3. 設計変更が可能なケース</p> <p>【基本事項】</p> <p>◆下記のような場合においては設計変更が可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。 （ただし、所定の手続きが必要。） 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。 （「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。） 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。 <p>【留意事項】</p> <p>◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条にもとづき書面で行う。 （規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。） 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。 <ol style="list-style-type: none"> 発注者は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。 概算金額の算出条件を明確にする。 <p>※具体的な記載の運用については次頁に記載する。</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>■留意事項</p> <p>◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条にもとづき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。) 3. 特に重要な変更等が伴う場合は、受注者への指示の前に、契約担当者の承諾を得ること。契約担当者の承諾にあたっては、P139の別紙2を使用すること。 なお、「特に重要な変更等が伴う場合」とは、例示すると概ね次に該当する場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 変更後の請負金額が、当初請負金額の20パーセント又は4千万円を超えるもの ② 設計変更により契約担当者が「かい長」から「知事」に変更となるもの ③ 変更金額にかかわらず、構造、工法、位置、断面等の変更で総括監督員が重要と認めたもの 4. 設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。 なお、特に重要な変更等が伴う変更契約の時期は、受注者への指示又は通知の後、速やかに契約変更を行うものとする。 5. 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考に指示書に記載する。 ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。 ③ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。 ④ 概算金額の算出条件を明確にする。 ※具体的な記載の運用については次頁に記載する。 	<p>(新設)</p>
<p>■先行指示書等への概算額の記載方法</p> <p>設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。受注者からの協議により変更する場合においても同様に、その内容に伴う増減額の概算額を記載する。</p> <p>ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。</p> <p>また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。</p> <p>なお、発注者からの先行指示、協議による指示の際の留意事項については、以下を参照のこと。</p> <p>～発注者からの先行指示、協議による指示の際の留意事項～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。 2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。なお、緊急的に行う場合、または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。 3. 概算額については、契約金額ベースで記載する。また、必要に応じて概算額の算出条件等について明示する。但し、特別調査等が必要とし、概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。 4. 概算額は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。 5. 上記に伴う、工事打合せ簿の一般的な記載内容について、次頁意向を参考に、工事打合せ簿を作成すること。 	<p>■先行指示書等への概算額の記載方法</p> <p>設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。受注者からの協議により変更する場合においても同様にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。</p> <p>ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。</p> <p>また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。</p> <p>【発注者からの先行指示、協議による指示】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。 2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。 3. 概算額については、契約金額ベースで記載する。また、必要に応じて概算額の算出条件等について明示する。 4. 概算額は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">【指示の場合】</p> <p>様式-9 発注者名 ○○建設 発注所 ○○市 △△</p> <p style="text-align: center;">工事打合せ簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">発注者</td> <td style="width: 10%;"><input checked="" type="checkbox"/>発注者</td> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>受注者</td> <td style="width: 10%;">発注年月日</td> <td style="width: 60%;">令和○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>発注事項</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>指示</td> <td><input type="checkbox"/>協議</td> <td><input type="checkbox"/>通知</td> <td><input type="checkbox"/>承諾</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>報告</td> <td><input type="checkbox"/>提出</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発注事項</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="4">○○改良工事(△△工××地先)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="4"> <p>○○工の施工について</p> <p>1. 土木工事請負契約書第20条により、別紙の設計図書の変更を行うよう指示する。 【別紙に仕様書・協議等、施工に必要ななる資料を添付する。】</p> <p>2. 下部に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。</p> <p>概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値) 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】</p> <p>※ただし、特別調査等を実施し単価等が著しく把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているかは、何の単価を後日回答するかを記載する。 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】</p> <p>※ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。</p> </td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td colspan="4">業、その他添付図書</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>上記について</td> <td><input type="checkbox"/>指示</td> <td><input type="checkbox"/>承諾</td> <td><input type="checkbox"/>協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>報告</td> <td><input type="checkbox"/>提出</td> <td><input type="checkbox"/>受理 します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> <td colspan="3">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">年月日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td>上記について</td> <td><input type="checkbox"/>承諾</td> <td><input type="checkbox"/>協議</td> <td><input type="checkbox"/>提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>報告</td> <td><input type="checkbox"/>受理 します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> <td colspan="3">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">○○株式会社</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>総括監督員</td></tr> <tr><td>主任監督員</td></tr> <tr><td>監督員</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>現場代理人</td></tr> <tr><td>主任(監理)技師</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>総括監督員</td></tr> <tr><td>主任監督員</td></tr> <tr><td>監督員</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>現場代理人</td></tr> <tr><td>主任(監理)技師</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">【凡例】 黒字:記載例 赤字:補足説明</p>	発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	令和○○年○○月○○日	発注事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾		<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出			発注事項	<input type="checkbox"/> その他 ()				工事名	○○改良工事(△△工××地先)				内容	<p>○○工の施工について</p> <p>1. 土木工事請負契約書第20条により、別紙の設計図書の変更を行うよう指示する。 【別紙に仕様書・協議等、施工に必要ななる資料を添付する。】</p> <p>2. 下部に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。</p> <p>概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値) 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】</p> <p>※ただし、特別調査等を実施し単価等が著しく把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているかは、何の単価を後日回答するかを記載する。 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】</p> <p>※ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。</p>				添付図	業、その他添付図書				発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議			<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 受理 します。		<input type="checkbox"/> その他	()					年月日			受注者	上記について	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 提出			<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 受理 します。			<input type="checkbox"/> その他	()					年月日				○○株式会社				総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技師	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技師	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>様式-9 発注者名 ○○建設 発注所 ○○市 △△</p> <p style="text-align: center;">工事打合せ簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">発注者</td> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>発注者</td> <td style="width: 10%;"><input checked="" type="checkbox"/>受注者</td> <td style="width: 10%;">発注年月日</td> <td style="width: 60%;">令和○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>発注事項</td> <td><input type="checkbox"/>指示</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>協議</td> <td><input type="checkbox"/>通知</td> <td><input type="checkbox"/>承諾</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>報告</td> <td><input type="checkbox"/>提出</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発注事項</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="4">○○改良工事(△△工××地先)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="4"> <p>○○工の施工について</p> <p>土木工事請負契約書第20条により、別紙の設計図書の変更を行うよう協議します。 【別紙に 協議理由・仕様書の内容・数量・仕様・施工方法、図面等、必要な資料を添付する。】</p> <p>【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】</p> <p>※ただし、特別調査等を実施し単価等が著しく把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているかは、何の単価を後日回答するかを記載する。 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】</p> <p>※ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。</p> </td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td colspan="4">業、その他添付図書</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>上記について</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>指示</td> <td><input type="checkbox"/>承諾</td> <td><input type="checkbox"/>協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>報告</td> <td><input type="checkbox"/>提出</td> <td><input type="checkbox"/>受理 します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> <td colspan="3">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">年月日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td>上記について</td> <td><input type="checkbox"/>承諾</td> <td><input type="checkbox"/>協議</td> <td><input type="checkbox"/>提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>報告</td> <td><input type="checkbox"/>受理 します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> <td colspan="3">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">○○株式会社</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>総括監督員</td></tr> <tr><td>主任監督員</td></tr> <tr><td>監督員</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>現場代理人</td></tr> <tr><td>主任(監理)技師</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>総括監督員</td></tr> <tr><td>主任監督員</td></tr> <tr><td>監督員</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%;"> <tr><td>現場代理人</td></tr> <tr><td>主任(監理)技師</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">11</p>	発注者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	令和○○年○○月○○日	発注事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾		<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出			発注事項	<input type="checkbox"/> その他 ()				工事名	○○改良工事(△△工××地先)				内容	<p>○○工の施工について</p> <p>土木工事請負契約書第20条により、別紙の設計図書の変更を行うよう協議します。 【別紙に 協議理由・仕様書の内容・数量・仕様・施工方法、図面等、必要な資料を添付する。】</p> <p>【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】</p> <p>※ただし、特別調査等を実施し単価等が著しく把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているかは、何の単価を後日回答するかを記載する。 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】</p> <p>※ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。</p>				添付図	業、その他添付図書				発注者	上記について	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議			<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 受理 します。		<input type="checkbox"/> その他	()					年月日			受注者	上記について	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 提出			<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 受理 します。			<input type="checkbox"/> その他	()					年月日				○○株式会社				総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技師	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技師
発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	令和○○年○○月○○日																																																																																																																																																																																	
発注事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾																																																																																																																																																																																	
	<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出																																																																																																																																																																																			
発注事項	<input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																																																																																																				
工事名	○○改良工事(△△工××地先)																																																																																																																																																																																				
内容	<p>○○工の施工について</p> <p>1. 土木工事請負契約書第20条により、別紙の設計図書の変更を行うよう指示する。 【別紙に仕様書・協議等、施工に必要ななる資料を添付する。】</p> <p>2. 下部に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。</p> <p>概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値) 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】</p> <p>※ただし、特別調査等を実施し単価等が著しく把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているかは、何の単価を後日回答するかを記載する。 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。】</p> <p>※ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。</p>																																																																																																																																																																																				
添付図	業、その他添付図書																																																																																																																																																																																				
発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議																																																																																																																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																																																																																																																	
	<input type="checkbox"/> その他	()																																																																																																																																																																																			
		年月日																																																																																																																																																																																			
受注者	上記について	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 提出																																																																																																																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																																																																																																																		
	<input type="checkbox"/> その他	()																																																																																																																																																																																			
		年月日																																																																																																																																																																																			
	○○株式会社																																																																																																																																																																																				
総括監督員																																																																																																																																																																																					
主任監督員																																																																																																																																																																																					
監督員																																																																																																																																																																																					
現場代理人																																																																																																																																																																																					
主任(監理)技師																																																																																																																																																																																					
総括監督員																																																																																																																																																																																					
主任監督員																																																																																																																																																																																					
監督員																																																																																																																																																																																					
現場代理人																																																																																																																																																																																					
主任(監理)技師																																																																																																																																																																																					
発注者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	令和○○年○○月○○日																																																																																																																																																																																	
発注事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾																																																																																																																																																																																	
	<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出																																																																																																																																																																																			
発注事項	<input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																																																																																																				
工事名	○○改良工事(△△工××地先)																																																																																																																																																																																				
内容	<p>○○工の施工について</p> <p>土木工事請負契約書第20条により、別紙の設計図書の変更を行うよう協議します。 【別紙に 協議理由・仕様書の内容・数量・仕様・施工方法、図面等、必要な資料を添付する。】</p> <p>【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(発注者が記入) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】</p> <p>※ただし、特別調査等を実施し単価等が著しく把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているかは、何の単価を後日回答するかを記載する。 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】 【(記載例) 概算金額 約〇十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)】</p> <p>※ただし、○○工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。</p>																																																																																																																																																																																				
添付図	業、その他添付図書																																																																																																																																																																																				
発注者	上記について	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議																																																																																																																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																																																																																																																	
	<input type="checkbox"/> その他	()																																																																																																																																																																																			
		年月日																																																																																																																																																																																			
受注者	上記について	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 提出																																																																																																																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																																																																																																																		
	<input type="checkbox"/> その他	()																																																																																																																																																																																			
		年月日																																																																																																																																																																																			
	○○株式会社																																																																																																																																																																																				
総括監督員																																																																																																																																																																																					
主任監督員																																																																																																																																																																																					
監督員																																																																																																																																																																																					
現場代理人																																																																																																																																																																																					
主任(監理)技師																																																																																																																																																																																					
総括監督員																																																																																																																																																																																					
主任監督員																																																																																																																																																																																					
監督員																																																																																																																																																																																					
現場代理人																																																																																																																																																																																					
主任(監理)技師																																																																																																																																																																																					
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>																																																																																																																																																																																				

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第19条第1項の4) <設計変更可能なケース></p> <p>○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。 また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関係する法令等が挙げられる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>受注者</p> <p>「契約書第19条(条件変更等)第1項の4」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>発注者</p> <p>調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更</p> </div> </div> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> <p>ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合 イ. 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない場合 ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合 エ. 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合 オ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合 カ. その他、新たな制約等が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">14</p>	<p>(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第19条第1項の4) <設計変更可能なケース></p> <p>○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。 また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>受注者</p> <p>「契約書第19条(条件変更等)第1項の4」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>発注者</p> <p>調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更</p> </div> </div> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> <p>ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合 イ. 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない場合 ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合 エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合 オ. その他、新たな制約等が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">12</p>
<p>(4) 工事中止の場合の手続き (契約書第21条) <設計変更可能なケース></p> <p>○受注者の責に帰することができないものにより工事事務物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き (工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>受注者</p> <p>地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない 受注者からの中止事案の確認請求も可。</p> <p>受注者は、土木工事共通仕様書1-1-13第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。</p> <p>不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。</p> <p>基本計画書に基づいた施工の実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>発注者</p> <p>「契約書第21条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない。</p> <p>発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)</p> <p>発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾</p> <p>承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施</p> </div> </div> <p>※契約当事者が千葉県知事の場合においては、令和2年11月25日付け技第495号、建第1047号「契約当事者への報告に係る事務手続について(通知)」により、P60の別紙様式を用い、発注者(契約当事者)へ報告しなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">15</p>	<p>(4) 工事中止の場合の手続き (契約書第21条) <設計変更可能なケース></p> <p>○受注者の責に帰することができないものにより工事事務物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き (工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>受注者</p> <p>地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない 受注者からの中止事案の確認請求も可。</p> <p>受注者は、土木工事共通仕様書1-1-13第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。</p> <p>不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。</p> <p>基本計画書に基づいた施工の実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>発注者</p> <p>「契約書第21条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない。</p> <p>発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)</p> <p>発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾</p> <p>承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">13</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
(省略)	(省略)
<p>(6) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第22条) <設計変更可能なケース></p> <p>○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">受注者</p> <p>「契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">発注者</p> <p>発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める </div> <p style="font-size: 0.8em; color: red; margin-top: 10px;">※契約担当者が千葉県知事の場合においては、令和2年11月25日付け技第495号、建不第1047号「契約担当者への報告に係る事務手続について(通知)」により、P60の別紙様式を用い、発注者(契約担当者)へ報告しなければなりません。</p> <p>ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合 イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合 ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</p>	<p>(6) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第22条) <設計変更可能なケース></p> <p>○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">受注者</p> <p>「契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">発注者</p> <p>発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める </div> <p>ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合 イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合 ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
(省略)	(省略)
<p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>The flowchart for the new procedure starts with the contractor (受注者) identifying facts under Article 19, Paragraph 1, Items 1-5. They request confirmation (通知し確認を請求) from the client (発注者). The client holds a meeting (立会い) and the contractor immediately implements investigation (調査の実施). The contractor reports results (調査結果のとりまとめ) to the client. If important changes are involved, the contractor must get the client's consent (承諾) within 14 days. After 14 days, the contractor notifies results. Corrections or changes to drawings (訂正又は変更) are made based on the client's needs. A meeting is held to discuss the process, and a meeting is held to discuss the scope of work, design changes, and suspension of work. Revised drawings are created, and the contract price is adjusted if necessary.</p> <p>協議 ①工期の変更【第24条】 ②請負代金額の変更【第25条】</p>	<p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>The flowchart for the old procedure follows a similar path but includes a step for 'advance approval' (先行承認) for important items, with a 14-day deadline. It also includes a step for 'advance approval' for important items, with a 14-day deadline. The final step is a meeting to discuss the contract price adjustment (請負代金額の変更).</p> <p>協議 ①工期の変更【第24条】 ②請負代金額の変更【第25条】</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

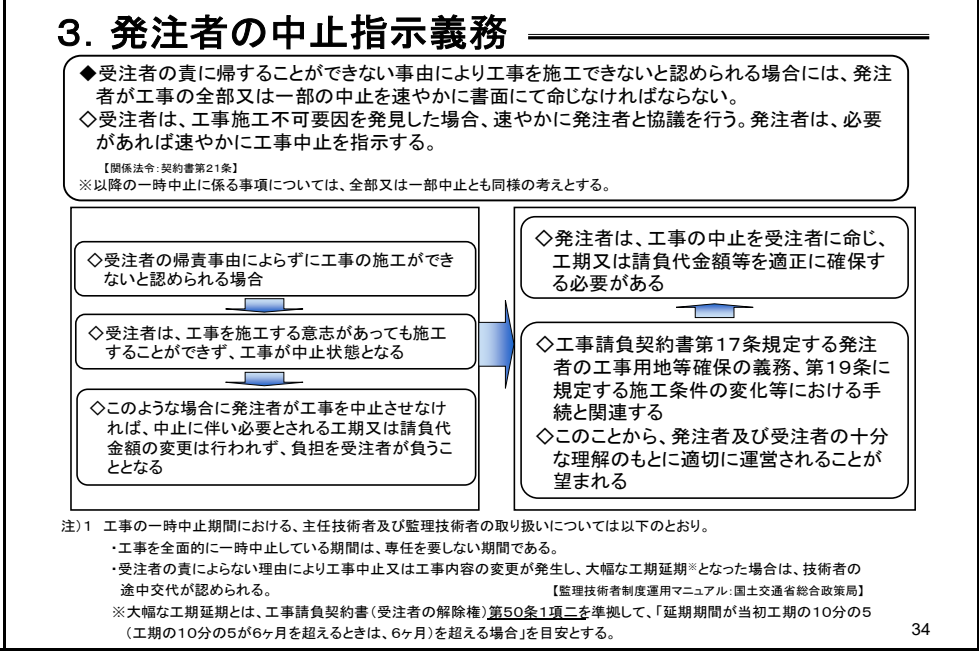
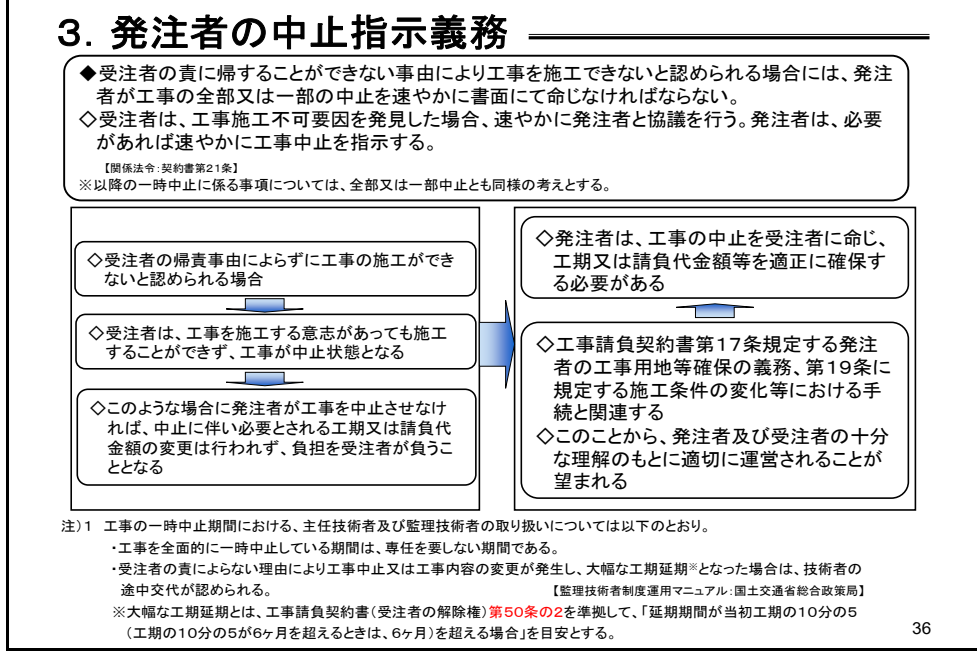
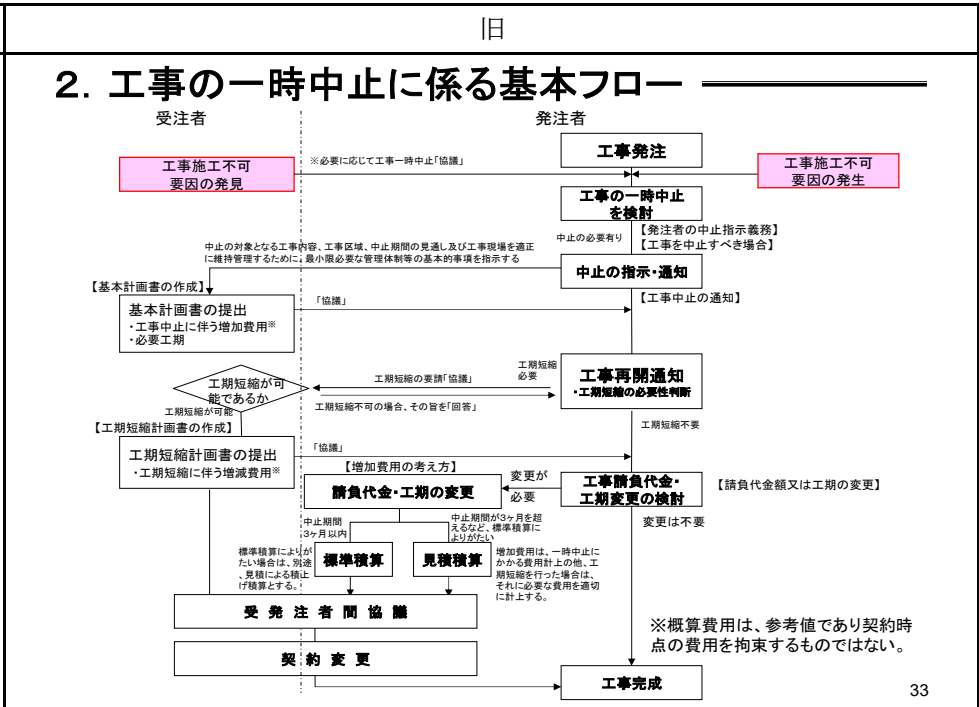
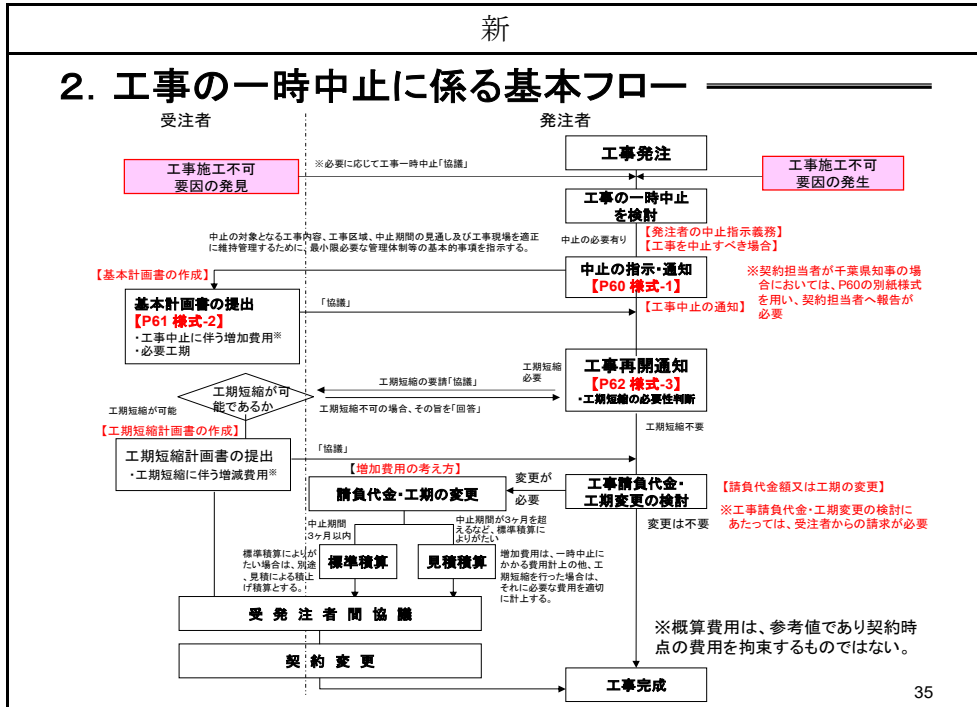
新	旧
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>2) 設計変更に必要な資料作成</p> <p>「工事請負契約書」第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。 ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。 ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。 ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。 ⑤ 増加費用の算定は、千葉県積算基準を基本とするが、これにより難しい場合においては、受注者から見積りを徴収し、妥当性を確認したうえで採用する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><契約書第19条第4項></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">受注者</div> <div style="border: 1px solid pink; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe0ff;">発注者</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">設計図書の訂正又は変更は発注者が行う。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認 必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e0f0ff; width: 40%;">設計変更に関わる資料を作成する。</div> <div style="font-size: 20px; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid pink; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe0ff; width: 40%;">資料の作成費用は設計変更の対象とする。</div> </div> </div> </div>	<p>2) 設計変更に必要な資料作成</p> <p>「工事請負契約書」第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。 ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。 ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。 ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。 ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><契約書第19条第4項></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">受注者</div> <div style="border: 1px solid pink; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe0ff;">発注者</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認 必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e0f0ff; width: 40%;">設計変更に関わる資料を作成したので提出します。</div> <div style="font-size: 20px; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid pink; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe0ff; width: 40%;">資料を確認しました。 この資料の作成費用は設計変更の対象とします。</div> </div> </div> </div>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧												
<p>6. 条件明示について</p> <p>施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。</p> <p>なお、条件明示等に不足が生じないよう、「土木工事条件明示の手引き(案)」及び「工事条件明示チェックリスト」を活用し、記載漏れがないようチェックすること。</p> <table border="1" data-bbox="219 437 1019 786"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程関係</td> <td> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 </td> </tr> <tr> <td>用地関係</td> <td> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">24</p>	明示項目	明示事項	工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	<p>6. 条件明示について</p> <p>施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。</p> <p>なお、条件明示等に不足が生じないよう、「土木工事条件明示の手引き(案)」を原則活用し記載漏れがないようチェックすること。（「条件明示について」平成14年3月28日国官技第369号通知を参照。P133）</p> <table border="1" data-bbox="1189 437 1989 786"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程関係</td> <td> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 </td> </tr> <tr> <td>用地関係</td> <td> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">22</p>	明示項目	明示事項	工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
明示項目	明示事項												
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。												
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。												
明示項目	明示事項												
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。												
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。												
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>												

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧																																				
<p>◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲</p> <p>■自主施工の原則 契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲</p> <p>契約書第1条第3項 仮設、施工方法その他の工事的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>【指定と任意の考え方】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指 定</th> <th>任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書</td> <td>施工方法等について具体的に指定する</td> <td>施工方法等について具体的には指定しない 但し、発注者の考えている施工方法等を参考図や参考資料として提示する。</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>発注者の指示又は承諾が必要</td> <td>受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）</td> </tr> <tr> <td>施工方法の変更がある場合の設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象としない。</td> </tr> <tr> <td>条件明示の変更に対応した設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"> <指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">28</p>		指 定	任 意	設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない 但し、発注者の考えている施工方法等を参考図や参考資料として提示する。	施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。	条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。	その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設		<p>◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲</p> <p>■自主施工の原則 契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲</p> <p>契約書第1条第3項 仮設、施工方法その他の工事的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>【指定と任意の考え方】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指 定</th> <th>任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書</td> <td>施工方法等について具体的に指定する</td> <td>施工方法等について具体的には指定しない</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>発注者の指示又は承諾が必要</td> <td>受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）</td> </tr> <tr> <td>施工方法の変更がある場合の設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象としない。</td> </tr> <tr> <td>条件明示の変更に対応した設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"> <指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">26</p>		指 定	任 意	設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない	施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。	条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。	その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	
	指 定	任 意																																			
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない 但し、発注者の考えている施工方法等を参考図や参考資料として提示する。																																			
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）																																			
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。																																			
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。																																			
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設																																				
	指 定	任 意																																			
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない																																			
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）																																			
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。																																			
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。																																			
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設																																				
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>																																				



土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
(省略)	(省略)
<p>5. 中止の通知・指示</p> <p>◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。(P60 様式-1)</p> <p><small>【関係法令:契約書第21条】</small> また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">発注者の中止権</p> <p>◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。 ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断 ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</p> <p style="text-align: center;">受注者による中止事案の確認請求</p> <p>◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事の中止期間</p> <p>◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。 ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。 ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。(P62 様式-3) ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p> </div> </div> <p><small>※契約担当者が千葉県知事の場合においては、令和2年11月25日付け技第495号、建不第1047号「契約担当者への報告に係る事務手続について(通知)」により、P60の別紙様式を用い、発注者(契約担当者)へ報告しなければなりません。</small></p>	<p>5. 中止の指示・通知</p> <p>◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令:契約書第21条】 また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">発注者の中止権</p> <p>◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。 ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断 ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</p> <p style="text-align: center;">受注者による中止事案の確認請求</p> <p>◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事の中止期間</p> <p>◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。 ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。 ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。 ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p> </div> </div>

新	旧								
<p>6. 基本計画書の作成</p> <p>◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。(P61 様式-2) 【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】 ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。</p> <p>◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。</p> <table border="1" data-bbox="201 550 1041 821"> <thead> <tr> <th>記載内容</th> <th>管理責任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項（中止期間中の業務等） ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き </td> <td> ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※通知時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。</p> <p style="text-align: right;">39</p>	記載内容	管理責任	◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項（中止期間中の業務等） ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。	<p>6. 基本計画書の作成</p> <p>◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。 【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】 ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。</p> <p>◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。</p> <table border="1" data-bbox="1176 550 2016 805"> <thead> <tr> <th>記載内容</th> <th>管理責任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き </td> <td> ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。</p> <p style="text-align: right;">37</p>	記載内容	管理責任	◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
記載内容	管理責任								
◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項（中止期間中の業務等） ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。								
記載内容	管理責任								
◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。								
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>								

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事事務物又は仮設に係る工事の施工着後を対象^注に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。
※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。
注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着後を原則とし、施工着前時の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定（標準積算による場合）

◇工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 工期延長等に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）
J: 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）
α: 積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

工期延長等に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^{0.5} - (J / (a \times J^b))^{0.5} \} + (N \times R \times 100) / J$$

N: 工期延長等日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数
R: 公共工事設計労務単価（土木一般世役後）、A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数（別表-1）

◇千葉県積算基準における入力項目

○J: 工期延長等時点の契約上の純工事費 ○N: 工期延長等日数 ○α: 積上げ費用

※令和2年6月1日より、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」から、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」に改められました。

旧

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事事務物又は仮設に係る工事の施工着後を対象^注に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。
※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。
注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着後を原則とし、施工着前時の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）
J: 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）
α: 積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^{0.5} - (J / (a \times J^b))^{0.5} \} + (N \times R \times 100) / J$$

N: 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数
R: 公共工事設計労務単価（土木一般世役後）、A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数（別表-1）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○J: 一時中止時点の契約上の純工事費 ○N: 一時中止日数 ○α: 積上げ費用

別表-1

工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b	
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)			市街地(DID補正)
河川工事	1901.4	-	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-	-	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.9999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	-	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-	-	-0.2004	-0.2012	-0.2012	0.1994	0.3057
海岸工事	521.4	-	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-	-	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	-	-	87.0	87.0	87.0	78.4	-0.0714	-	-	-0.0688	-0.0706	-0.0706	0.0688	2.4722
鋼橋架設工事	4760.3	-	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850
PC橋工事	1238.0	-	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-	-	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394
橋梁安全工事	3393.5	-	-	3979.5	3855.9	4316.8	3764.5	-0.2455	-	-	-0.2485	-0.2470	-0.2483	-0.3504	1.6280
橋梁工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817
共同溝等工事(1)	2132	-	-	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-	-	-0.148	-0.1488	-0.1488	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	-	-	383.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	-	-	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142
トンネル工事	10708	-	-	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-	-	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194
移設・地すべり等工事	275.1	-	-	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1787	-	-	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422
道路維持工事	3035	382.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1853	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840
河川維持工事	635.1	-	-	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	-	-	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310
下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0961	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	386.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	-	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078
公園工事	643.8	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	84.6	-	-	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0817	-	-	-0.0844	-0.0830	-0.0830	-0.0801	0.2288
フィルダム工事	91.3	-	-	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0873	-	-	-0.0893	-0.0883	-0.0883	-0.0765	0.3963
電線共同溝工事	286.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035
情報ボックス工事	1338.5	-	-	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	-	-	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607

※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし）
地方部（一般交通等の影響有り）、山間僻地離島
市街地（DID地区・準ずる地区）

別表-1

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響有り)山間僻地離島	市街地(DID地区・準ずる地区)			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
橋梁安全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1592	0.4058
共同溝等工事(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下水道工事(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
下水道工事(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
下水道工事(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740
港湾浚渫工事	99.9	105.5	109.5	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	185.3	195.8	202.4	-0.0311	0.5764	0.2992

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)</p> <p>■ 増加費用の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの ……【増加費用を見込む】 ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合</p> <p>② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの ……【増加費用は見込まない】 ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合</p> <p>③ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの…【増加費用を見込む】 ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合 ・自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合 ※災害による損害については、工事請負契約書第30条(不可抗力による損害)に基づき対応</p> </div> <p>■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用。 ◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。 ◇その他、必要と思われる費用。 ※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。</p> </div> <p style="text-align: right;">47</p>	<p>(2) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)</p> <p>■ 増加費用の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの ……【増加費用を見込む】 ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合</p> <p>② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの ……【増加費用は見込まない】 ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合</p> <p>③ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの…【増加費用を見込む】 ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合 ・自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合 ※災害による損害については、工事請負契約書第30条(不可抗力による損害)に基づき対応</p> </div> <p>■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用。 ◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。 ◇その他、必要と思われる費用。 ※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。</p> </div> <p style="text-align: right;">41</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>建設工事請負契約書 第50条の2(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。 二 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 <p>建設工事請負契約書 第50条の4(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>1. 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第50条又は第50条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。 <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p style="text-align: right;">54</p>	<p>工事請負契約書 第50条(受注者の解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。 二 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。 <p>2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。</p> <p style="text-align: right;">52</p>
<p>■増加費用の費目と内容 (「千葉県積算基準(共通編その1)『工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算』より抜粋)</p> <p>増加費用の費目と内容 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1)現場における増加費用</p> <p>イ 材料費【積上げ項目】</p> <p>①材料の保管費用 工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料</p> <p>②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費【積上げ項目】</p> <p>①工事現場の維持等に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>②他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p style="text-align: right;">55</p>	<p>■増加費用の費目と内容</p> <p>増加費用の費目と内容 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1)現場における増加費用【積上又は率により計上】</p> <p>イ 材料費</p> <p>①材料の保管費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料</p> <p>②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費</p> <p>①工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>②他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p style="text-align: right;">53</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>ハ 水道光熱電力等料金【積上げ項目】 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の発生要因後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>二 機械経費【積上げ項目】</p> <p>①工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。)</p> <p>b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用</p> <p>ホ 仮設費【積上げ項目】</p> <p>① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)</p> <p>③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p>	<p>ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>二 機械経費</p> <p>①工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)</p> <p>b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用</p> <p>ホ 仮設費</p> <p>① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)</p> <p>③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p>
<p>へ 運搬費【率項目】</p> <p>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>② 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費【率項目】 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費【積上げ項目】 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費【率項目】</p> <p>①既存の安全設備に係る費用 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用</p> <p>②新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)</p>	<p>へ 運搬費</p> <p>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>② 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>①既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>②新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>ヌ 役務費【率項目】</p> <p>①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>②電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費【積上げ項目】 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ヲ 営繕費【率項目】 工期延長等の発生要因以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労務者輸送費【率項目】 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当【率項目】 工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p style="text-align: right;">58</p>	<p>ヌ 役務費</p> <p>①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>②電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ヲ 営繕費 中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p style="text-align: right;">56</p>
<p>②工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費【率項目】</p> <p>①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>②解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代【率項目】 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>レ 福利厚生費等【率項目】 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>(2)本支店における増加費用 工期延長等に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3)消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p> <p style="text-align: right;">59</p>	<p>②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費</p> <p>①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>②解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</p> <p>レ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2)本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3)消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p> <p style="text-align: right;">57</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>■工事の一時中止に係る手続き様式(参考様式)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1198 319 1579 829"> <p>(参考様式)</p> <p>様式-1</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>発注者様 殿</p> <p>建設(年月) 事務所 印</p> <p>請負工事の一時中止について</p> <p>工事名 請負者 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日 両当事者の同意に基づき、下記のとおり工事の一時中止について取り扱います。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時中止を必要とする理由 一時中止の時期 中止する工事の区画 中止の範囲 中止期間中に係る工事現場の維持管理等(別紙-1のとおり) </div> <div data-bbox="1612 319 1993 829"> <p>別紙-1</p> <p>一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項</p> <p>1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)</p> <p>0-106</p> </div> </div>

<p>■工事の一時中止に係る手続き様式</p> <p>工事の一時中止の通知(様式-1)(本ガイドラインP35、P38)</p> <div data-bbox="224 973 604 1468"> <p>様式-1</p> <p>年月日</p> <p>(受注者) 様</p> <p>(契約担当者) 印</p> <p>(工事名を記入) の</p> <p>(全部又は一部) 一時中止について(通知)</p> <p>標記に基づき、工事請負契約書第21条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり通知する。</p> <p>記</p> <p>1. 本工事を 年月日から (全部又は一部) 一時中止する。</p> <p>2. 中止理由</p> <p>3. 工事一時中止箇所</p> <p>4. 工事一時中止予定期間 日間 (まで)</p> <p>中止の通知時点において、中止期間が確定的でない場合は、以下のとおり記載すること。</p> <p>「工事一時中止を通知した日から、発注者が再開を通知した日まで」</p> <p>5. 工事再開については、別途通知する。</p> <p>6. その他</p> <p>以下の記載欄を併用し、「基本計画書」の作成、提出を指示すること。 「別途、工事行合せ等で工事現場を適正に維持管理するために、発注者が必要とする管理体制等の基本事項について指示するので、速やかに基本事項に基づく「基本計画書」を作成し、提出すること。」</p> </div> <p>『令和2年11月25日付け技第495号、建不第1047号「契約担当者への報告に係る事務手続きについて(通知)」の別紙様式</p> <div data-bbox="649 973 1030 1468"> <p>(別紙様式)</p> <table border="1"> <tr> <td>発注者</td> <td>発注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>代表者</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table> <p>年月日</p> <p>建設工事監督技術基準に基づく報告書</p> <p>千葉県知事 様 ○○○○事務所 印</p> <p>1. 工事名</p> <p>2. 工事箇所</p> <p>3. 請負代表者 氏</p> <p>4. 工期 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで</p> <p>5. 報告項目</p> <p>6. 報告内容</p> <p>【(1)】 工事の一時中止及び再開の報告</p> <p>【(2)】 工事の一時中止及び再開の理由</p> <p>【(3)】 工事の一時中止及び再開の時期</p> <p>【(4)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(5)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(6)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(7)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(8)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(9)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(10)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(11)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(12)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(13)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(14)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(15)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(16)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(17)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(18)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(19)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> <p>【(20)】 工事の一時中止及び再開の範囲</p> </div>	発注者	発注者	発注者	代表者	代表者	代表者	印	印	印	<p>(参考様式)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1198 957 1579 1500"> <p>様式-2</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>請 負 者 殿</p> <p>建設(年月) 事務所 印</p> <p>請負工事の一時中止について</p> <p>工事名 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日 平成 年 月 日付け契約書第21条第1項及び第2項に基づき、両当事者の同意に基づき、下記のとおり工事の一時中止を取り扱います。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時中止を必要とする理由 一時中止の時期 中止する工事の区画 中止の範囲 中止期間中に係る工事現場の維持管理等(別紙-1のとおり) <p>(B) 中止に関わる概算費用</p> <p><中止期間が3ヶ月以内の場合> 「参考値」○○○円</p> <p>※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。 (土木工事標準概算金額の計算方法により算出)</p> <p><中止期間が3ヶ月を超える場合> 監督職員が承諾した基本計画書に基づき、実費精算を行う。</p> </div> <div data-bbox="1612 957 1993 1500"> <p>別紙-1</p> <p>一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項</p> <p>1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)</p> </div> </div>
発注者	発注者	発注者								
代表者	代表者	代表者								
印	印	印								

※上記は総括監督員(所属長)の決裁を経て通知できるものですが、契約担当者が千葉県知事の場合においては、上記に併せて、右の別紙様式を用い、契約担当者へ報告しなければなりません。

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">基本計画書の提出(様式-2)(本ガイドラインP35、P39)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>様式-2</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>(契約担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者) 印</p> <p>(工事名を記入)の (全部又は一部)一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に關する基本計画書 について</p> <p>年月日付で工事一時中止の通知があった標記工区について、別紙の とおり基本計画書を提出します。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">基本計画書</p> <ol style="list-style-type: none"> 中止時点における内容 <ol style="list-style-type: none"> 中止する工種の出来高 職員の体制 労務者数 搬入材料 建設機械器具等 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること。 中止期間中の工事現場の維持、管理に關すること。 中止した工事現場の管理責任に關すること。 </div> <p style="text-align: right;">61</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(参考様式)</p> <p>様式-3</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">請負者 印</p> <p style="text-align: center;">工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理 等に關する基本計画書について</p> <p>工事名 平成 年 月 日付で一時中止の通知があった標記工区について、別紙のとおり基本計画書を提 出します。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">基本計画書</p> <ol style="list-style-type: none"> 中止時点における内容 <ol style="list-style-type: none"> 中止する工種の出来高 職員の体制 労務者数 搬入材料 建設機械器具等 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること。 中止期間中の工事現場の維持、管理に關すること。 中止した工事現場の管理責任に關すること。 </div> <p style="text-align: right;">60</p>
<p style="text-align: center;">一時中止した工事の再開の通知(様式-3)(本ガイドラインP35、P38)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>様式-3</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: right;">(契約担当者) 印</p> <p>(工事名を記入)の (全部又は一部)一時中止の (全部又は一部) 再開について(通知 標記について、工期調整約書第21条及び第24条に基づき、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 年月日より(全部又は一部)一時中止(年月日付)の 本工事を年月日から再開する。 工事再開所 </div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">※上記は総括監督員(所属長)の決裁を経て通知できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">62</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(参考様式)</p> <p>様式-4</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>請負者 様</p> <p style="text-align: right;">契約担当者 印</p> <p style="text-align: center;">一時中止中の請負工事の再開について</p> <p>工事名 平成 年 月 日付で一時中止の通知があった標記工区について、平成 年 月 日より再開されるよう通知します。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(参考様式)</p> <p>様式-5</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">請負者 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇工事に係る一時中止に伴う請負 代金額の変更について</p> <p>標記工区で発生した〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、下掲の通り約書第21条 により下記のとおりに協議いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>協議額 ¥ 〇〇〇</p> <p>上記のとおり協議されたので報告する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">契約担当者 印</p> </div> <p style="text-align: right;">61</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>(削除)</p>	<div data-bbox="1198 319 1579 837" data-label="Image"> </div>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新

1. 工事一時中止に係るガイドライン（案）について

工事一時中止に係るガイドラインについて

1. 工事一時中止に係るガイドライン(案)は、平成20年3月26日付けで大臣官房 技術調査課 より通知されている。

2. ガイドラインの内容については、土木工事標準積算基準書に基づいており、昭和57年3月29日付け 建設省官技発第116号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」をとりまとめたもの。

3. 本ガイドラインについては、「**工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)令和元年9月**」として、**関東地整HP**で公開されているガイドラインを参考に作成している。

増加費用に関する基本事項

対象工事 (S57.329本省通達)	発注者が、契約書第21条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工中にある工事の主要部分を長期にわたって(指示した期間)中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドラインP41)	○工事現場の維持に要する費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工期短縮を行った場合の費用
増加費用の算定 (ガイドラインP42)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

関東地整HP上の掲載場所

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000027.html>
「関東地方整備局TOPの右上タブメニュー『技術情報』」
「技術情報」→「設計変更・工事一時中止」

設計変更・工事一時中止

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)平成28年9月(PDF:2108)を
工事請負契約書第25条スライド条項
様々な積算

64

旧

1. 工事一時中止に係るガイドライン（案）について

工事一時中止に係るガイドラインについて

1. 工事一時中止に係るガイドライン(案)は、平成20年3月26日付けで大臣官房 技術調査課 より通知されている。

2. ガイドラインの内容については、土木工事標準積算基準書に基づいており、昭和57年3月29日付け 建設省官技発第116号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」をとりまとめたもの。

3. 本ガイドラインについては、「**工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)平成28年4月**」として**関東地整HP**で公開されているガイドラインを参考にしています。

増加費用に関する基本事項

対象工事 (S57.329本省通達)	発注者が、契約書21条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工中にある工事の 主要部分を長期にわたって (指示した期間)中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドライン p40)	○工事現場の維持に要する費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工期短縮を行った場合の費用
増加費用の算定 (ガイドライン p42)	○増加費用の算定は、受注者が 基本計画書に従って実施 した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として 中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

関東地整HP上の掲載場所

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000027.html>
「関東地方整備局TOPの右上タブメニュー『技術情報』」
「技術情報」→「設計変更・工事一時中止」

設計変更・工事一時中止

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)平成28年9月(PDF:2108)を
工事請負契約書第25条スライド条項
様々な積算

64

2. 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

「**一時中止**」と「**一部一時中止**」
工事請負契約書(第21条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとしている。
工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。

① 一時中止 (工事全体の一時中止)

標準積算

- ・維持工事のうち経常的な工事である場合
- ・中止期間が3ヶ月を超える場合

② 一部一時中止

標準積算外(見積りによる積上げ積算)

一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を指示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約書第50条の2)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg:一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の総工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \}^B + (N \times R \times 100) / J$ N:一時中止日数 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・α・b:各工種毎に決まる係数	一部一時中止に伴う 工期延期日数
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数

65

2. 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

「**一時中止**」と「**一部一時中止**」
工事請負契約書(第21条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとしている。
工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。

① 一時中止 (工事全体の一時中止)

標準積算

- ・維持工事のうち経常的な工事である場合
- ・中止期間が3ヶ月を超える場合

② 一部一時中止(主たる工種の一時中止)

標準積算外(見積りによる積上げ積算)

一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を指示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg:一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の総工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \}^B + (N \times R \times 100) / J$ N:一時中止日数 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・α・b:各工種毎に決まる係数	一部一時中止に伴う 工期延期日数
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数

65

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新

3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い

中止期間が3ヶ月以内の場合 一標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 一全て積上げ積算
<p>○率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

中止期間：N(日)

一部一時中止

①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N'」を用いる。	③全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
<p>②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

中止期間
標準積算② 標準積算以外③

N'(日)一部中止に伴う工期延期期間
※数量増による工期延期日数は除く

標準積算①の率計算に用いる日数

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合、出水期間における現場維持等に必要となる費用(仮設費用、運搬費用、現場監視等)は設計変更により計上する。

66

旧

3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い

中止期間が3ヶ月以内の場合 一標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 一全て積上げ積算
<p>○率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

中止期間：N(日)

(主たる工種が中止)

①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N'」を用いる。	③全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
<p>②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

中止期間
標準積算② 標準積算以外③

N'(日)一部中止に伴う工期延期期間
※数量増による工期延期日数は除く

標準積算①の率計算に用いる日数

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合、出水期間における現場維持等に必要となる費用(仮設費用、運搬費用、現場監視等)は設計変更により計上する。

66

4. 請求の流れ及び適用範囲

工事一時中止の増し分費用について

★は留意事項

発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容を通知する。また、工事現場を互に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を構築するために、

- ★「中止の時期」の確認
- ★中止期間の見直し確認

一特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾(発注者→受注者)

- ★実施内容を明記(一積算に反映される)
- ★管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・管理(受注者が実施)

- ★実施内容の証明(増加費用の明細書、作業報告等)

工事再開の通知(発注者→受注者)

- ★中止期間の確定(部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数)
- ★増し分費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求(受注者→発注者)

- ★増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

増加費用の範囲

(1)現場維持に要する費用

イ 工事現場の維持に要する費用
ロ 工事機材の取扱いに要する費用
ハ 工事の再開・準備に要する費用

(2)本支店における増加費用.....一般管理費として計上される

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

※中止期間中の現場維持等に要する費用は、「工事における工期延期に伴う増加費用の積算方法について(通知)」(令和2年6月29日付第148号)より実施

イ	材料費	①材料の保管費用 ②別の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③転用先現場に上り下りする経路費
ロ	労務費	①工事現場の維持等に必要なる労務費 ②中止時の労務費は、十分な、追加費を算定し、原則として計上しない。 ③現場に留用した労務者のための追加費用
ハ	水運熱エネルギー 燃料費	現場へ運送する施設を維持等のために指定あるいは協議により中止期間中継続するために必要となる水運熱エネルギーの追加費用
ニ	運転経費	工事現場に滞留する機材の燃料費、運転費用
ホ	運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への搬入に要する費用 ②安全確保のための追加費用
ヘ	準備費	機材の準備や保管にかかる費用、現場維持に要する費用で指定あるいは協議により必要と認められるものは、追加費として計上する
ト	仮設費	①仮設設備の維持 ②別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する費用
チ	事業損失 防止設備費	仮設設備に要して発生した費用 仮設設備の維持に要する費用
リ	安全費	①仮設設備の維持等に要する安全費 ②別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する安全費
ヌ	仮設管理費	①別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する費用 ②現場に留用した仮設設備の維持等に要する費用
ネ	労務者輸送費	現場へ運送する施設を維持等のために指定あるいは協議により中止期間中継続するために必要となる労務者の輸送に要する費用
ノ	労務管理費	現場に滞留する機材の燃料費、運転費用
タ	地代	現場に滞留する機材の燃料費、運転費用
レ	福利厚生費等	現場に滞留する機材の燃料費、運転費用

4. 請求の流れ及び適用範囲

工事一時中止の増し分費用について

★は留意事項

発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容を通知する。また、工事現場を互に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を構築するために、

- ★「中止の時期」の確認
- ★中止期間の見直し確認

一特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾(発注者→受注者)

- ★実施内容を明記(一積算に反映される)
- ★管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・管理(受注者が実施)

- ★実施内容の証明(増加費用の明細書、作業報告等)

工事再開の通知(発注者→受注者)

- ★中止期間の確定(部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数)
- ★増し分費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求(受注者→発注者)

- ★増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

増加費用の範囲

(1)現場維持に要する費用

イ 工事現場の維持に要する費用
ロ 工事機材の取扱いに要する費用
ハ 工事の再開・準備に要する費用

(2)本支店における増加費用.....一般管理費として計上される

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

※H4.3.19「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」より実施

イ	材料費	①材料の保管費用 ②別の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③転用先現場に上り下りする経路費
ロ	労務費	①工事現場の維持等に必要なる労務費 ②中止時の労務費は、十分な、追加費を算定し、原則として計上しない。 ③現場に留用した労務者のための追加費用
ハ	水運熱エネルギー 燃料費	現場へ運送する施設を維持等のために指定あるいは協議により中止期間中継続するために必要となる水運熱エネルギーの追加費用
ニ	運転経費	工事現場に滞留する機材の燃料費、運転費用
ホ	運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への搬入に要する費用 ②安全確保のための追加費用
ヘ	準備費	①仮設設備の維持 ②別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する費用
ト	仮設費	①仮設設備の維持 ②別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する費用
チ	事業損失 防止設備費	仮設設備に要して発生した費用 仮設設備の維持に要する費用
リ	安全費	①仮設設備の維持等に要する安全費 ②別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する安全費
ヌ	仮設管理費	①別の工事現場へ転用した仮設設備の維持等に要する費用 ②現場に留用した仮設設備の維持等に要する費用
ネ	労務者輸送費	現場へ運送する施設を維持等のために指定あるいは協議により中止期間中継続するために必要となる労務者の輸送に要する費用
ノ	労務管理費	現場に滞留する機材の燃料費、運転費用
タ	地代	現場に滞留する機材の燃料費、運転費用
レ	福利厚生費等	現場に滞留する機材の燃料費、運転費用

※増加費用の算定は、受注者が作成する基本計画書に基づいて実施した結果、実際に発生した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、算定するものとする。
なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。

67

※増加費用の算定は、受注者が作成する基本計画書に基づいて実施した結果、実際に発生した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、算定するものとする。
なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。

67

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
(省略)	(省略)

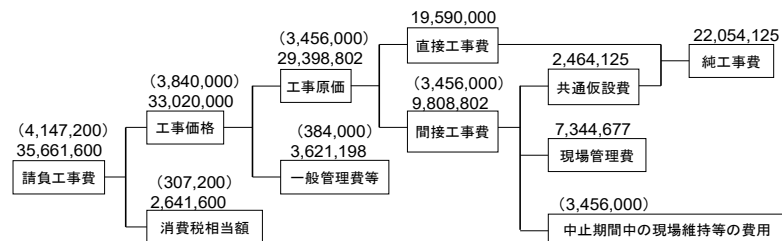
1 2. 工事請負代金の構成(1)

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合(増額金額)



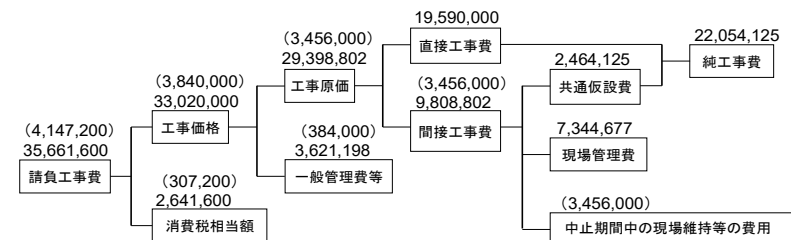
1 2. 工事請負代金の構成(1)

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合(増額金額)



土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新

旧

13. 工事請負代金の構成(2)

13. 工事請負代金の構成(2)

設計内訳書

設計内訳書

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事 (1回変更) (包括合意)					事業区分 共同溝・電線共同溝			
	工事区分 共同溝					数量増減	金額増減	摘要	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
共同溝		式	1		19,590,000	0	0		
開削土工		式	1		19,590,000	0	0		
掘削工		式	1		19,590,000	0	0		
開削掘削		m3	10,000	1,959	19,590,000	0	0		
直接工事費		式	1		19,590,000	0	0		
共通仮設費		式	1		2,464,125	0	0		
共通仮設費(率計上)		式	1		2,464,125	0	0		
総工事費		式	1		22,054,125	0	0		
現場管理費		式	1		7,344,677	0	0		
工期延長等に伴う現場維持費		式	0		0	1	3,456,000		
工事原価		式	1		29,398,802	1	3,456,000		
一般管理費等		式	1		3,621,198	1	384,000		
工事価格		式	1		33,020,000	1	3,840,000		
消費税相当額		式	1		2,641,800	1	307,200		
工事費計		式	1		35,661,800	1	4,147,200		

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事 (1回変更) (包括合意)					事業区分 共同溝・電線共同溝			
	工事区分 共同溝					数量増減	金額増減	摘要	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
共同溝		式	1		19,590,000	0	0		
開削土工		式	1		19,590,000	0	0		
掘削工		式	1		19,590,000	0	0		
開削掘削		m3	10,000	1,959	19,590,000	0	0		
直接工事費		式	1		19,590,000	0	0		
共通仮設費		式	1		2,464,125	0	0		
共通仮設費(率計上)		式	1		2,464,125	0	0		
総工事費		式	1		22,054,125	0	0		
現場管理費		式	1		7,344,677	0	0		
中止期間中の現場維持費		式	0		0	1	3,456,000	※1	
工事原価		式	1		29,398,802	1	3,456,000		
一般管理費等		式	1		3,621,198	1	384,000		
工事価格		式	1		33,020,000	1	3,840,000		
消費税相当額		式	1		2,641,800	1	307,200		
工事費計		式	1		35,661,800	1	4,147,200		

※1. 『中止期間中の現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。



(省略)

(省略)

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>5-4 工事中止、工事着手時期の変更、工期の変更</p> <p>変更事例</p> <p>橋梁保全工事において、当初設計で想定していない補修履歴や添加物が発見され、工法の見直しに必要な期間について、工期延長を行った。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p>当初設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計図面に構造物の諸元が示されており、現地と差異がある場合は、監督職員と協議と示されていた。 <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法等の見直しに必要な期間について、工事一時中止を指示し、工期延長を行う。 ・工事一時中止に伴う増加費用を計上。 <p>【契約書第21条(工事中止)】</p> <p>Point</p> <p>橋梁補修等においては、現地調査を行うまで、当初設計との差異が明らかにならないことが多い。当初の施工条件と現地に差異があり、工法等の見直しが必要な場合には、速やかに工事の一時中止を指示し、一時中止に伴う増加費用について受注者と協議のうえ、費用を見込まなければならない。</p> <p>108</p>	<p>5-4 工期短縮に伴う変更</p> <p>変更事例</p> <p>当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のまま施工を指示した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p>当初設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工種はなかった <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。 <ul style="list-style-type: none"> ・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。 ex. <ul style="list-style-type: none"> ・施工時間の延長 ・建設機械の増 <p>Point</p> <p>工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出る可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。</p> <p>108</p>
<p>5-5 工期短縮に伴う変更</p> <p>変更事例</p> <p>当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のまま施工を指示した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p>当初設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工種はなかった <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。 <ul style="list-style-type: none"> ・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。 ex. <ul style="list-style-type: none"> ・施工時間の延長 ・建設機械の増 <p>Point</p> <p>工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出る可能性があり、その影響について必要性を確認のうえ、費用を見込まなければならない。</p> <p>109</p>	<p>5-5 工期短縮に伴う変更</p> <p>変更事例</p> <p>工事一時中止により2カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p>当初設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計工程:〇か月 <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1か月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。 <ul style="list-style-type: none"> ・受発注者間で1か月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。 Ex. <ul style="list-style-type: none"> ・フレキキャスト導入に伴う増 ・建設機械の増 ・夜間施工に伴う増 <p>Point</p> <p>工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。</p> <p>109</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>5-6 工期短縮に伴う変更</p> <p>変更事例</p> <p>工事一時中止により2カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヵ月間の工期短縮するための施工を指示した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="212 502 448 758"> <p>当初設計</p> <p>・設計工程:〇ヵ月</p> </div> <div data-bbox="492 502 739 758"> <p>・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇ヵ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった</p>  </div> <div data-bbox="784 502 1019 758"> <p>変更設計</p> <p>・受発注者間で1ヵ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ex. ・プレキャスト導入に伴う増 ・建設機械の増 ・夜間施工に伴う増 </div> </div> <p>Point</p> <p>工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認のうえ、費用を見込まなければならない。</p> <p style="text-align: right;">110</p>	<p>5-6 工期短縮に伴う変更</p> <p>変更事例</p> <p>工事一時中止により〇ヵ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇ヵ月工期を短縮するための施工を指示した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="1187 502 1422 758"> <p>当初設計</p> <p>・設計工程:〇ヵ月</p> </div> <div data-bbox="1467 502 1713 758"> <p>・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇ヵ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった</p>  </div> <div data-bbox="1758 502 1993 758"> <p>変更設計</p> <p>・受発注者間で〇ヵ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ex. ・プレキャスト導入に伴う増 ・建設機械の増 ・夜間施工に伴う増 </div> </div> <p>Point</p> <p>工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、突貫作業で生じる作業ロスも含めて、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。</p> <p style="text-align: right;">110</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

新	旧
<div data-bbox="174 311 1070 379" style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">Ⅵ 参考資料</h2> </div> <div data-bbox="224 406 728 774" style="margin-top: 10px;"> <p>1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</p> <p>2. 工事請負契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事用地の確保等(契約書第17条) ◆ 条件変更等(契約書第19条) ◆ 設計図書の変更(契約書第20条) ◆ 工事の中止(契約書第21条) ◆ 受注者の請求による工期の延長(契約書第22条) ◆ 発注者の請求による工期の短縮等(契約書第23条) ◆ 工期の変更方法(契約書第24条) ◆ 受注者の催告によらない解除権(契約書第50条の2) ◆ 受注者の損害賠償請求等(契約書第50条の4) <p>3. 設計変更に関する通達・通知等</p> <p style="color: red;">(国の通達・通知類)</p> <p style="color: red;">(千葉県通知類)</p> </div> <div data-bbox="1019 853 1064 877" style="text-align: right; margin-top: 10px;">113</div>	<div data-bbox="1153 311 2049 379" style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">Ⅵ 参考資料</h2> </div> <div data-bbox="1198 406 1982 813" style="margin-top: 10px;"> <p>1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</p> <p>2. 工事請負契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事用地の確保等(契約書第17条) ◆ 条件変更等(契約書第19条) ◆ 設計図書の変更(契約書第20条) ◆ 工事の中止(契約書第21条) ◆ 受注者の請求による工期の延長(契約書第22条) ◆ 発注者の請求による工期の短縮等(契約書第23条) ◆ 工期の変更方法(契約書第24条) ◆ 受注者の解除権(契約書第50条) <p>3. 設計変更に関する通達・通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年5月7日) ◆ 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」(平成10年7月14日) ◆ 「工事一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」(平成4年3月19日) ◆ 「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月1日) ◆ 「条件明示について」(平成14年3月28日) </div> <div data-bbox="1993 853 2038 877" style="text-align: right; margin-top: 10px;">113</div>
<div data-bbox="179 901 1064 957" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <h3 style="margin: 0;">1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</h3> </div> <div data-bbox="268 1037 963 1101" style="margin-top: 20px;"> <p>運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。</p> </div> <div data-bbox="257 1117 963 1412" style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="margin: 0;">変更基準の明確化</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="margin: 0;">「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止ガイドライン」の運用徹底</p> <p style="margin: 0;">(特記仕様書に明記(義務化))</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>土木工事特記仕様書 〇〇条</p> <p>設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)令和3年1月(千葉県県土整備部)」によることとする。</p> </div> </div> <div data-bbox="1019 1516 1064 1540" style="text-align: right; margin-top: 10px;">114</div>	<div data-bbox="1153 901 2038 957" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <h3 style="margin: 0;">1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ</h3> </div> <div data-bbox="1243 1037 1937 1101" style="margin-top: 20px;"> <p>運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。</p> </div> <div data-bbox="1232 1117 1937 1412" style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="margin: 0;">変更基準の明確化</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="margin: 0;">「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止ガイドライン」の運用徹底</p> <p style="margin: 0;">(特記仕様書に明記(義務化))</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>土木工事特記仕様書 〇〇条</p> <p>設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)平成29年4月(千葉県県土整備部)」によることとする。</p> </div> </div> <div data-bbox="1993 1516 2038 1540" style="text-align: right; margin-top: 10px;">114</div>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<div data-bbox="215 948 1046 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第50条の2(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。 (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> </div> <div data-bbox="215 1185 1046 1422" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第50条の4(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>1. 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 (1) 第50条又は第50条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> </div>	<div data-bbox="1211 979 2020 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第50条(受注者の解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。 (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。</p> </div>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p>3. 設計変更に関する通達・通知等</p> <p>(国の通達・通知類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」 (昭和44年5月7日) 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」 (平成10年7月14日) ◆「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」 (昭和57年3月29日) ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」 (平成4年7月1日) <p style="text-align: right;">121</p>	<p>3. 設計変更に関する通達・通知等</p> <p>(国からの通達・通知類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」 (昭和44年5月7日) 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」 (平成10年7月14日) ◆「工事一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」 (平成4年3月19日) ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」 (平成4年7月1日) ◆「<u>条件明示について</u>」(平成14年3月28日) <p style="text-align: right;">121</p>
<p>3. 設計変更に関する通達・通知等</p> <p>(千葉県の通知類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「<u>施工条件の明示について(通知)</u>」 (平成14年4月24日付技第29号) ◆「<u>契約変更の留意点について(通知)</u>」 (平成23年3月29日付建不第1371号) ◆「<u>土木工事条件明示の手引き(案)の活用について(通知)</u>」 (平成29年3月29日付技第642号) ◆「<u>設計変更の事務手続の徹底について(通知)</u>」 (平成31年4月12日付技第57号、建不第80号) ◆「<u>工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について(通知)</u>」 (令和2年5月29日付技第148号) ◆「<u>契約担当者への報告に係る事務手続について(通知)</u>」 (令和2年11月25日付技第495号、建不第1047号) <p style="text-align: right;">122</p>	<p>(新設)</p>

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧										
(省略)	(省略)										
(削除)	<p style="text-align: right;">国官技第 369号 平成14年3月28日 別紙</p> <p>各地方整備局企画部長 北海道開発局事業振興部長 } あて 国土交通省大臣官房技術調査課長</p> <p style="text-align: center;">条件明示について</p> <p>国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にとされたく通知する。 なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。 対象工事 平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。 明示項目及び明示事項（案） 別紙 明示方法 施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。 その他 (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。 (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。 (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">明示項目</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 余剰工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 設計工程上早送込している休日取敢等作業不能日数。 </td> </tr> <tr> <td>用地関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 施工者に、湧水ブロック、折製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 </td> </tr> <tr> <td>公害関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止（騒音・振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間を指定する必要がある場合は、その内容。 水質・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 湧水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 </td> </tr> <tr> <td>安全対策関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 </td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明示事項	工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 余剰工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 設計工程上早送込している休日取敢等作業不能日数。 	用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 施工者に、湧水ブロック、折製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 	公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止（騒音・振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間を指定する必要がある場合は、その内容。 水質・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 湧水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 	安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。
明示項目	明示事項										
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 余剰工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 設計工程上早送込している休日取敢等作業不能日数。 										
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 施工者に、湧水ブロック、折製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 										
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止（騒音・振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間を指定する必要がある場合は、その内容。 水質・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 湧水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 										
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 										

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧																																
<p>(削除)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>明示事項</th> <th>明示項目</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全対策関係</td> <td>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</td> <td>その他</td> <td>3. 支給材料及び貨物品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との連絡協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</td> </tr> <tr> <td>工事用道路関係</td> <td>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等々に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設副産物関係</td> <td>1. 建設発生土が発生する場合、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間の処分及び仮置条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事支障物等</td> <td>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬液注入関係</td> <td>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要となる場合は、その内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明示事項	明示項目	明示事項	安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	その他	3. 支給材料及び貨物品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との連絡協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等	工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等々に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容			仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容			建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間の処分及び仮置条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件			工事支障物等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等			薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要となる場合は、その内容			その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等		
明示項目	明示事項	明示項目	明示事項																														
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	その他	3. 支給材料及び貨物品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との連絡協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等																														
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等々に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容																																
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容																																
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間の処分及び仮置条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件																																
工事支障物等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等																																
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要となる場合は、その内容																																
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等																																
 <p>技 第 29 号 平成14年4月24日</p> <p>国土交通省369号の2 平成14年3月28日</p> <p>土木部 技術管理課長 (公印省略)</p> <p>千歳県 土木部長 殿</p> <p>国土交通省大臣官房技術制度課長</p> <p>条件明示について</p> <p>様記について、別紙のとおり各地方整備局企画部長あて通知したので、参考までに送付します。</p> <p>記</p> <p>1. 目的 「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。</p> <p>2. 対象工事 平成14年5月1日以降に入札する工事とする</p> <p>3. 明示項目及び明示事項 別紙</p> <p>4. 明示方法 施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する事項に基づき、適切に対応するものとする。</p> <p>5. その他 (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する事項に基づき甲・乙協議できるものであること。 (2) 関係機関等の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答により、文書化すること。 (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。 なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。</p>	<p>(新設)</p>																																

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧																										
<p style="text-align: center;">別紙 明示項目及び明示事項（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">明示項目</th> <th style="width: 85%;">明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程関係</td> <td> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、解約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいない休日回数等作業不能日数。 </td> </tr> <tr> <td>用地関係</td> <td> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、溝設ブロック・桁製枠等の仮設ヤードとして昔有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 </td> </tr> <tr> <td>公害関係</td> <td> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電線障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分する調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 </td> </tr> <tr> <td>安全対策関係</td> <td> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 </td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明示事項	工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、解約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいない休日回数等作業不能日数。	用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、溝設ブロック・桁製枠等の仮設ヤードとして昔有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電線障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分する調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">明示項目</th> <th style="width: 85%;">明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全対策関係</td> <td> 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 </td> </tr> <tr> <td>工事用道路関係</td> <td> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合は、 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合は、 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 </td> </tr> <tr> <td>仮設備関係</td> <td> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 </td> </tr> <tr> <td>建設副産物関係</td> <td> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場までの、距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。 </td> </tr> <tr> <td>工事支障物等</td> <td> 1. 地上、地下等への古用物件の有無及び古用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物名称、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の古用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。 </td> </tr> <tr> <td>棄液注入関係</td> <td> 1. 棄液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数値、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">135</p>	明示項目	明示事項	安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合は、 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合は、 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場までの、距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	工事支障物等	1. 地上、地下等への古用物件の有無及び古用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物名称、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の古用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	棄液注入関係	1. 棄液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数値、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等。
明示項目	明示事項																										
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、解約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいない休日回数等作業不能日数。																										
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、溝設ブロック・桁製枠等の仮設ヤードとして昔有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。																										
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電線障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分する調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。																										
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。																										
明示項目	明示事項																										
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。																										
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合は、 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合は、 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。																										
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。																										
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場までの、距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。																										
工事支障物等	1. 地上、地下等への古用物件の有無及び古用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物名称、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の古用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。																										
棄液注入関係	1. 棄液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数値、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。																										
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">明示項目</th> <th style="width: 85%;">明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td> 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 築設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。 </td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明示事項	その他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 築設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">建 不 第 1371 号 平成 23 年 3 月 29 日</p> <p>県土整備部関係各課の長 県土整備部各出先機関の長</p> <p style="text-align: right;">県土整備部長</p> <p>契約変更の留意点について（通知） 契約変更の取り扱いについては、下記の通知により運用し発注してきたところですが、現行の規約変更時における留意点を加えて集約することとし、「契約変更の留意点について」により取り扱うこととしたので、通知します。 変更契約の留意点は、県庁内ホームページにある建設工事等契約関係規程集「8. 契約書関係」に掲載しましたので参照してください。 記 (1) 従前の通知（平成 23 年 3 月 31 日 廃止） ・ 「近接工事における地盤調整積算の廃止」に伴う指名業者等の基本的取扱いについて （平成 7 年 3 月 27 日付け管第 559 号及び平成 10 年 3 月 16 日付け管第 673 号） (2) 新たな取扱い（平成 23 年 4 月 1 日より適用） ・ 契約変更の留意点について</p> <p style="text-align: center;">担当 県土整備部建設・不動産課 建設業・契約室 倉野 043-223-3113</p> <p style="text-align: right;">136</p>																						
明示項目	明示事項																										
その他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 築設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。																										

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">契約変更の留意点について</p> <p style="text-align: right;">平成23年 4月 1日 建設・不動産業課</p> <p>1 契約変更とは</p> <p>工事着手後に当初設計時に想定できない事象が発生した場合など、やむを得ない場合に、建設工事等の内容・契約金額・工事期間等を変更すること。</p> <p>2 増減の範囲</p> <p>変更増額の範囲は、「請負金額の30パーセント」を超えない範囲とする。これを超える場合、現に施工中の工事等と分離して施工することが困難な場合を除き、別の契約として締結する。</p> <p>注① 少額随意契約の契約変更 少額随意契約（1号随契約）において、変更後の設計金額が随意契約できる範囲である250万円を超える場合は、原則として変更契約を締結してはならない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の予定価格を変更契約時の変更設計額とみなすため） その際、増加分については、別の契約として締結すること。</p> <p>注② 指名競争入札の契約変更 変更契約は、当初設計時に想定できない事象が発生した場合など、やむを得ない場合に締結するものである。 よって、指名競争入札（予定価格が5,000万円未満）により発注した案件において、変更後の契約金額が（本来、一般競争入札での発注であるべき）5,000万円を超える変更契約を締結する際には、その変更理由に充分留意すること。</p> <p>3 災害に伴う応急工事</p> <p>上記「2 増減の範囲」は、災害に伴う応急工事など、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当する契約（5号随契約）を対象としない。</p>	<p style="text-align: center; color: red;">(新設)</p> <p>4 変更契約時の契約保証</p> <p>変更契約時の契約保証については、『建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要綱』の「6 請負代金額の増額変更時の取扱い」及び「7 請負代金額の減額変更時の取扱い」を参照すること。 なお、請負者が東日本建設業保証（株）の保証を得ている場合、「8 工期延長の取扱い」の（1）ウについても留意すること。</p> <p>5 変更契約内容の公表</p> <p>変更契約を締結した場合には、『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル』の「5 契約内容に関する事項」を参考にし、当初契約同様、速やかに変更内容に関する情報を公表すること。</p> <p>変更契約書の様式</p> <p>建設工事等契約事務取扱実施規程第19条別記第4号様式により、変更契約を締結すること。</p>
137	
<p style="text-align: center;">技 第 6 4 2 号 平成29年3月29日</p> <p>部 内 各 課 の 長 様 各 出 先 機 関 の 長</p> <p style="text-align: center;">技 術 管 理 課 長</p> <p style="text-align: center;">土木工事条件明示の手引き（案）の活用について（通知）</p> <p>条件明示については、平成14年4月24日付け技第29号により、これまでも運用されてきましたが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、同法第7条第5項において、「設計図書への適切な施工条件を明示等」が発注者の責務として明確に位置づけされたことから、発注者、受注者の双方にとって不可欠で急務な課題であることから、「土木工事条件明示の手引き（案）」及び「工事条件明示チェックリスト」を作成しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適用日 平成29年4月1日以降に積算を行う工事より適用</p> <p>2 本手引き等の入手方法 県庁内ホームページ⇒所属ページ⇒知事部局本庁各課⇒県土整備部⇒技術管理課⇒技術情報課【仕様書】⇒条件明示の手引きに掲載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p style="text-align: center;">担 当</p> <p style="text-align: center;">技 術 管 理 課 加藤</p> <p style="text-align: center;">電 話 043-223-3142</p> <p style="text-align: center;">建 設 ・ 不 動 産 業 課 森川</p> <p style="text-align: center;">電 話 043-223-3116</p> </div>	<p style="text-align: center; color: red;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">技 第 5 7 号 建 不 第 8 0 号 平成31年4月12日</p> <p>部 内 各 課 長 様 部 内 各 出 先 機 関 の 長</p> <p style="text-align: center;">技 術 管 理 課 長 建設・不動産業課長</p> <p style="text-align: center;">設計変更の事務手続の徹底について（通知）</p> <p>今般、設計変更の事務手続を行うにあたり、適正に実施されていない事象が散見されました。 県発注工事の請負契約の履行の監督等については、「千葉県請負工事監督検査事務処理要綱（平成21年4月1日改訂）」及び「建設工事監督技術基準（平成30年4月1日改訂）」に基づき適正に監督を行うこととされております。 従来から、工事内容の変更等を認めた場合は、監督業務として、工事打合せ簿により協議・指示により処理をしておりますが、契約担当者にも報告の上、特に重要な変更等については、あらかじめ契約担当者の承諾を受ける必要があります。 一方、契約変更の取扱いについては、「契約変更の留意点について」（平成23年3月29日建不第1371号通知）により通知しているところですが、契約変更の手続き時期等についての明確な定めはありませんでした。 このため、今後の設計変更に伴う契約変更の事務手続について、県土整備部における運用を別紙1のとおり定めたので、適正に執行されるようお願いいたします。 また、契約担当者の承諾にあたっては、別紙2の様式を使用してください。</p>
138	

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧																
<p>県土整備部における契約変更の運用について</p> <p>別紙1</p> <p>1. 「特に重要な変更等が伴う場合」とは 建設工事監督技術基準（第3条附則1.（4））に示す「あらかじめ契約担当者の承諾を受ける前に重要な変更が伴う場合」とは、例示すると概ね次に該当する場合をいう。</p> <p>① 変更後の請負金額が、当初請負金額の20パーセント又は4千万円を超えるもの ② 設計変更により契約担当者が「かい長」から「知事」に変更となるもの ③ 変更金額にかかわらず、構造、工法、位置、断面等の変更で総括監督員が重要と認めたもの</p> <p>2. 契約変更の手続き時期 設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。 なお、特に重要な変更等が伴う変更契約の時期は、受注者への指示又は通知の後、速やかに契約変更を行うものとする。</p> <p>3. その他 設計変更に伴う契約変更について、変更増額の範囲を定めているので、運用に際しては、十分留意すること。</p> <p>《参考》契約変更の留意点について（平成23年3月29日付け建不第1371号） 変更増額の範囲は、「請負金額の30パーセント」を超えない範囲とし、これを超える場合、既に施工中の工事等と分離して施工することが困難な場合を除き、別の契約として契約を締結すること</p> <p>別紙2</p> <table border="1" data-bbox="645 263 952 347"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>内容</th> <th>内容</th> <th>金額</th> <th>金額</th> <th>金額</th> <th>金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>年月日</p> <p>設計変更承諾書</p> <p>1. 発注年度</p> <p>2. 発注事務所</p> <p>3. 工事名</p> <p>4. 工事箇所</p> <p>5. 当初設計金額 円</p> <p>6. 変更設計金額 円（概算）</p> <p>7. 変更内容 別紙、打合せ簿のとおり</p> <p>139</p>	工事名称	内容	内容	金額	金額	金額	金額	金額									<p>(新設)</p>
工事名称	内容	内容	金額	金額	金額	金額	金額										
<p>設計変更の事務手続について</p> <p>技 第 1 4 8 号 令和2年6月29日</p> <p>01 億円以上の工事の場合</p> <p>＜契約業務＞</p> <p>＜監督業務＞</p> <p>部内各課の長 様 部内各出先機関の長 様</p> <p>技術管理課長</p> <p>工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（通知）</p> <p>請負工事における工期の延長等をした場合の増加費用の積算方法について、別紙のとおり定め、実施することとしたので通知します。</p> <p>記</p> <p>1 受注者の責めに帰すことができない事由において、発注者が工事請負契約書第20条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第21条により一時中止を行う工事に適用する。</p> <p>2 「工期の延長等に伴う増加費用」の契約変更に係る執行例の起算日が令和2年6月1日以降の工事に適用する。</p> <p>県土整備部技術管理課 技術情報部 043-223-3273</p> <p>140</p>	<p>(新設)</p>																

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法</p> <p>受注者の責に帰することができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、建設工事請負契約書の改訂について（付随書）及び付帯管理費（以下「本土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン」により行うこととされているところであるが、増加費用の積算については、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象工事 発注者が、工事請負契約の条により必要があるため、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約の範囲外により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。 2. この通達において、次の各号に掲げる事項の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場納入の材料、機械等—中止前における現場に到着又は指定配分材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等—中止時点迄（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等 3. 請負代金とは工期の変更 工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金又は工期が変更された場合はならない。 4. 中止時における指示 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止時点となる工事の内容、工事区域、中止時点の見通し等の中止の指示を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。 5. 基本計画書 (1) 発注者は、工事を中止した場合においては、表裏に定めることにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し提出する。 (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出現、職員の体制、労働者数、納入材料及び建設機械器具等の確認等すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。 (3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者にも負するものとし、受注者は、基本計画書においてその内容を明らかにするものとする。 (4) 基本計画書の作成にあたっては、期間に備えでの方策や中止に伴う発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。 6. 工期開始計画書 (1) 発注者は中止期間の解除及び工期再開を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期開始計画書について協議し合意を得る。 (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期再開を行う場合その期間に関する工期開始計画書を作成し、発注者と協議を行う。 	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 工期延長等に伴う増加費用 (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の積算（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議で行うものとする。 (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、期間以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計実業を行うものとする。 (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び高経費に係る費用は、該当する工種追加工上し、設計変更を行うものとする。 8. 増加費用の考え方 (1) 本工種施工に工期延長等をした場合の費用 増加費用の範囲は、工期延長に伴う増加費用について受注者から請求された場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事現場の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期開始を行った場合の費用とする。 1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事を破行に備えて機械器具、労働者又は現場維持の従事員（専門職を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。 2) 工事現場の縮小に要する費用 工事現場の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は現場維持の従事員及び高経費に係る費用等とする。 3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、現場維持の従事員の搬入に要する費用等とする。 4) 工期延長等となる場合の費用 工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより適度で発生する社員等給与、現場事務所費用、材料保管費用、仮設設備の損料等に要する費用等とする。 (2) 工期開始を行った場合の費用 工期開始を行った場合の費用とは、工期開始の要因が発注者に起因する場合、自然条件（気象等含む）に起因する場合の工期再開に要する費用等とする。なお、工期開始の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。 (3) 契約後準備工事前工期延長等をした場合 1) 契約後準備工事前とは、契約締結後、現場事務所・工事養生仮設設置、材料等が搬入した状態での開発等の準備工着手するまでの期間をいう。 2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等受注者に通知する。 3) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。 (4) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用 1) 準備工期間とは、契約締結後現場事務所・工事養生仮設設置し、測量等の本工事施工の準備期間をいう。 2) 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等受注者に通知する。 3) 増加費用は、安全費、仮設費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき算出した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「積算書」に基づき、費用の必要性・数量を受発注者協議で決定する。
141	141
<ol style="list-style-type: none"> 9. 増加費用の設計書における取扱い 増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、前期の請負工事費と別記し計上するものとする。ただし、設計書の上では、前期に係る請負工事費と増加費用の合算を請負工事費とみなすものとする。 10. 増加費用の事務処理上の取扱い (1) 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。 (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。 (3) 増加費用の積算は、工事期間経過後に受発注者協議し、行うものとする。 11. 増加費用の構成 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事現場内の建設工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。 <div style="margin-left: 20px;"> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は施設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合は余裕維持工事又は付帯工事のうち経済的な工事である場合など、標準積算によりない場合は、受注者から増加費用に係る見積り求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 12. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算） (1) 標準積算により算定する場合、工期延長に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容（以下「積上項目及び引下項目」とする）。 1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。 <div style="margin-left: 20px;"> </div>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 増加費用の費目ごとの積算の内容は次のとおりとする。 (1) 現場における増加費用 イ 材料費 ① 材料の保管費用 工事を工期延長するために、元設計の直線工事費に計上されている現場納入の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認められた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料 ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を工期延長等したために、元設計の直線工事費に計上されている現場納入の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認められた場合の当該材料の運搬費 ③ 直線工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用 ロ 労務費 ① 工事現場の維持等に必要となる労務費 作業を行わない作業員の労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要となる作業員を確保しておくべき特約の事項があり、受発注者協議により工事現場に労働者を配置させた場合にはその費用 ② 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に滞在させた、トンネル・掘削工などの特殊技能労働者が職種の差等に従事した場合にはその期間中の増減と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用 ハ 測定新電力料等 工事現場に二次電力供給設備を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因が発生し、再開までの期間（継続）させるために要する測定新電力等に要する費用 ニ 現場経費 ① 工事現場に存在する機械の積算 現場納入の機械のうち元設計に開示されている機械と同型と認められるものに関する次の費用 ② 工事現場の維持のため存在することが必要であること、又は搬入費及び引取入れ費（組立て、解体費を含む。）が有する費用を上回ることに限り、発注者が工事現場に存在することを認めた機械等の現場管理費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。） ③ 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めた機械の運搬費用 ホ 仮設費 ① 仮設設備の損料 現場納入の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設設備の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用 ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められた仮設等に要する費用（補助力を含む。） ③ 工期延長等となることにより追加で生じた仮設設備の損料等に要する費用 ヘ 積算費 ① 工事現場への搬入又は工事現場への搬入に要する費用 工期延長等の要因発生時点で現場納入の機械器具及び仮設材料のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用 ② 大型機械等の現場内移動 元設計に計上した機械、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用
142	142

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧												
<p>ト 労働費</p> <p>別項目で算定している現場職員の従業員又は労働者をもって充てる通常の労働作業を超える工事現場の維持・引揚、再開業のための準備・撤去等、発注者が指示あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る労働費用</p> <p>ナ 事業損失防止経費</p> <p>仮設費に算じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>① 既設の安全設備に係る費用</p> <p>工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの安全設備のうち、原則として元設計において期間要素を考慮しておこなわれているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損壊及び修繕補修の費用</p> <p>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費</p> <p>元設計に計上されているが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役員費</p> <p>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>② 電力水道等の基本料</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間の基本料</p> <p>ヘ 投資管理費</p> <p>原則として増加費用は計上しないものとする。</p> <p>ただし、現場搬入調査・試験等の確認、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に算じて積算した費用</p> <p>コ 仮設費</p> <p>工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの仮設施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる仮設施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び撤去費用又は仮設費、労働者輸送費を一体化して仮設工事費等に対する割増率で計上している工事における工期延長等期間の維持費、補修費、撤去費用及び労働者輸送に要する費用</p> <p>ク 労働者輸送費</p> <p>設計が、仮設費、労働者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に集結する労働者及び仮設の工事現場等に用いせよと認められた労働者を一括移動させる場合の追加費用</p> <p>カ 工具等従業員給付手当</p> <p>工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社が現場維持の従業員、機械、電気設備の廃棄に係るものを含む。）に支給する給付手当の費用</p> <p>② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に組みこむまでの間に従業員に支給する給付手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再帰する体制に移行するまでの間、現場維持の従業員に支給する給付手当の費用</p> <p>④ 工期延長等となることにより通知で生じる現場維持の従業員に支給する給付手当の費用</p> <p>キ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転入する労働者の転入に要する費用</p> <p>工期延長等によって発生した労働者のうち、当該工事現場に専任で雇用された労働者（労働者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から戻すため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専任的に雇用されていた者とは元請会社社員又は専属下請会社が労務資金を支出しており、かつ当該工事現場に相当長期の間</p>	<p>契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専任的労働者」という。）（労働者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用</p> <p>受発注者協議により適宜転入工事現場を維持することができないと認められる専任的労働者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>ク 地代</p> <p>現場管理費の内、労働費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費平の中に計上されている他代の工期延長等期間の費用</p> <p>シ 福利厚生費等</p> <p>現場管理費の内、現場職員の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通勤交通費として現場管理費の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>イ) 本契約における増加費用</p> <p>工期延長等に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本契約における費用</p> <p>ロ) 消費税相当額</p> <p>現場及び本契約における増加費用に係る消費税に相当する費用</p> <p>② 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算出式、以下の式により算出する。</p> $G = d \times k \times J + a$ <p>ただし、</p> <p>G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）</p> <p>d : 工期延長等に係る現場維持率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）</p> <p>J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）</p> <p>a : 積上げ費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）</p> <p>① 工期延長等に伴い増加する現場維持率</p> $d = A \cdot \left[\left(\frac{J}{a \times k + N} \right)^2 - \left(\frac{J}{a \times k} \right)^2 \right] + \frac{N \times k \times 100}{J}$ <p>ただし、</p> <p>d : 工期延長等に伴い増加する現場維持率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）</p> <p>J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）</p> <p>N : 工期延長等日数（受注者の都合が増加する場合C）（日）</p> <p>ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数</p> <p>R : 公共工期計労働単価（七半一般労務費）</p> <p>A : $\left[\begin{array}{l} \text{工期ごとの決まる係数（表B-1）} \\ \text{B : } \\ \text{a : } \\ \text{b : } \end{array} \right]$</p>												
143	143												
<p style="text-align: center;">技 第 4 9 5 号 建 第 1 0 4 7 号 令和2年11月25日</p> <p style="text-align: center;">部 内 各 課 の 長 部 内 各 出 先 職 員 の 長</p> <p style="text-align: center;">技 術 管 理 課 長 建 設 ・ 不 動 産 課 長</p> <p style="text-align: center;">契約担当者への報告に係る事務手続について（通知）</p> <p>建設工事監督技術基準に係る契約担当者への報告については、同基準第3条別表の4に規定されているところですが、この度、契約担当者が千歳興知事の場合の報告様式を別紙のとおり定めたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">担 当 技 術 管 理 課 加藤 電 話 043-223-3442 建 設 ・ 不 動 産 課 森川 電 話 043-223-3116</p>	<p style="text-align: center;">（別紙様式）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>※</td> <td>共通</td> <td>共通</td> <td>共通</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建設工事監督技術基準に基づく報告書</p> <p>千歳興知 事 長 ○○○○事務所長</p> <p>1. 工事名</p> <p>2. 工事箇所</p> <p>3. 請負代金額 円</p> <p>4. 工期 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで</p> <p>5. 報告項目</p> <p>6. 報告概要</p> <p>【1】 工事の中止及び工期の維持及び報告の報告 【2】 電柱の移設が完了し、移設完了予定日が○月○日から○月○日に なるため、○月○日から○月○日まで、多量減工を一時中止 する。 【3】 中間計の引当額をより、○月○日から○月○日まで、課 減額上の減工が可能なため、その日工事現場を結末する。 【4】 中間計引当額の手当の出来高及び報告の報告 【5】 建設費削減のため、工事費削減等、工期及び労働費 【6】 報告書（出来高）の出来高削減の報告 【7】 出来高削減の出来高削減が適正であることが認められる。 【8】 報告書削減のため、添付資料は工事行台せり等を使用する など労務費削減し、新たな賃金も削減しない。</p>	※	共通	共通	共通	※	※	※	※				
※	共通	共通	共通										
※	※	※	※										
144	144												

(新設)

(新設)

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版） 新旧対照表

新	旧																														
<p>(参考1)</p> <p>建設工事監督技術基準 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条 款 内 容</th> <th>関連図書表項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 契約担当者への報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 工事の中止及び工務の検討及び報告</td> <td>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し契約担当者へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を報告し契約担当者へ報告する。</td> <td>第 21 条 第 14-13 第 22 条 第 14-15</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般的損害の調査及び報告</td> <td>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の増減等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</td> <td>第 28 条</td> </tr> <tr> <td>(3) 天災、その他の不可抗力による工事出稼部分等の損害の調査及び報告</td> <td>① 天災、その他の不可抗力による損害に因り、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の増減等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 ② 損害額の負担割合等を審査し、契約担当者へ報告する。</td> <td>第 30 条 第 14-38 第 30 条</td> </tr> <tr> <td>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</td> <td>工事の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の増減等を調査し、発注者を賠償しなければならぬと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</td> <td>第 29 条 第 14-29</td> </tr> <tr> <td>(5) 中間検査結果の届出</td> <td>中間検査の結果がなかった場合は、工事の出来高確認及び報告</td> <td>第 35 条 第 14-21</td> </tr> <tr> <td>(6) 部分払（出稼形）請求書の提出及び報告</td> <td>部分払（出稼形）請求書があった場合は、出稼調査を併し、審査の上契約担当者へ報告する。</td> <td>第 38 条 第 14-21</td> </tr> <tr> <td>(7) 工事関係者に関する賠償請求</td> <td>発注者又はその関係者の費用につき、若しくは賠償請求又は専門技術者、下請人員等の工事の施工又は管理につき若しくは賠償請求を認められた場合は、契約担当者への賠償請求を行う。</td> <td>第 13 条 第 14-25</td> </tr> <tr> <td>(8) 契約解除に関する必要書類の作成及び賠償請求又は報告</td> <td>① 契約第 4 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められた場合は、契約担当者に対して請求書を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来高調査を行い、契約担当者へ報告する。 ④ 「手帳簿における関係事項(マニュアル)」を参照する。</td> <td>第 47 条 第 48 条 第 49 条 第 50 条 第 51 条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「関」は建設工事請負契約書、「発注」は土木工事共同進捗管理書という。</p> <p>(参考2)</p> <p>契約担当者への報告に係る事務手続について</p> <p>○1億円以上の工事の場合 (1) 工事の中止及び工務の検討及び報告の場合の例</p> <p>145</p>	項目	条 款 内 容	関連図書表項	4. 契約担当者への報告			(1) 工事の中止及び工務の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し契約担当者へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を報告し契約担当者へ報告する。	第 21 条 第 14-13 第 22 条 第 14-15	(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の増減等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	第 28 条	(3) 天災、その他の不可抗力による工事出稼部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害に因り、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の増減等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 ② 損害額の負担割合等を審査し、契約担当者へ報告する。	第 30 条 第 14-38 第 30 条	(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の増減等を調査し、発注者を賠償しなければならぬと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	第 29 条 第 14-29	(5) 中間検査結果の届出	中間検査の結果がなかった場合は、工事の出来高確認及び報告	第 35 条 第 14-21	(6) 部分払（出稼形）請求書の提出及び報告	部分払（出稼形）請求書があった場合は、出稼調査を併し、審査の上契約担当者へ報告する。	第 38 条 第 14-21	(7) 工事関係者に関する賠償請求	発注者又はその関係者の費用につき、若しくは賠償請求又は専門技術者、下請人員等の工事の施工又は管理につき若しくは賠償請求を認められた場合は、契約担当者への賠償請求を行う。	第 13 条 第 14-25	(8) 契約解除に関する必要書類の作成及び賠償請求又は報告	① 契約第 4 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められた場合は、契約担当者に対して請求書を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来高調査を行い、契約担当者へ報告する。 ④ 「手帳簿における関係事項(マニュアル)」を参照する。	第 47 条 第 48 条 第 49 条 第 50 条 第 51 条	<p>(新設)</p> <p>土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）</p> <p>平成29年4月 改定第1版</p> <p>発行 千葉県県土整備部技術管理課</p> <p>〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号</p> <p>TEL 043-223-3273・3503 FAX 043-227-1075</p> <p>E-mail: gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp URL: http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html</p> <p>146</p>
項目	条 款 内 容	関連図書表項																													
4. 契約担当者への報告																															
(1) 工事の中止及び工務の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し契約担当者へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を報告し契約担当者へ報告する。	第 21 条 第 14-13 第 22 条 第 14-15																													
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の増減等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	第 28 条																													
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出稼部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害に因り、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の増減等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 ② 損害額の負担割合等を審査し、契約担当者へ報告する。	第 30 条 第 14-38 第 30 条																													
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の増減等を調査し、発注者を賠償しなければならぬと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	第 29 条 第 14-29																													
(5) 中間検査結果の届出	中間検査の結果がなかった場合は、工事の出来高確認及び報告	第 35 条 第 14-21																													
(6) 部分払（出稼形）請求書の提出及び報告	部分払（出稼形）請求書があった場合は、出稼調査を併し、審査の上契約担当者へ報告する。	第 38 条 第 14-21																													
(7) 工事関係者に関する賠償請求	発注者又はその関係者の費用につき、若しくは賠償請求又は専門技術者、下請人員等の工事の施工又は管理につき若しくは賠償請求を認められた場合は、契約担当者への賠償請求を行う。	第 13 条 第 14-25																													
(8) 契約解除に関する必要書類の作成及び賠償請求又は報告	① 契約第 4 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められた場合は、契約担当者に対して請求書を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来高調査を行い、契約担当者へ報告する。 ④ 「手帳簿における関係事項(マニュアル)」を参照する。	第 47 条 第 48 条 第 49 条 第 50 条 第 51 条																													
<p>土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）</p> <p>令和3年1月 改定版</p> <p>発行 千葉県県土整備部技術管理課</p> <p>〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号</p> <p>TEL 043-223-3273・3503 FAX 043-227-1075</p> <p>E-mail: gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp URL: http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html</p> <p>146</p>	<p>土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）</p> <p>平成29年4月 改定第1版</p> <p>発行 千葉県県土整備部技術管理課</p> <p>〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号</p> <p>TEL 043-223-3273・3503 FAX 043-227-1075</p> <p>E-mail: gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp URL: http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html</p> <p>135</p>																														